

# 返し忘れている本、ありませんか？

今年10月から、期限を過ぎても返されないものがあると貸出・予約ができなくなります

図書館資料が長期にわたって返されない状態では、次のような問題が発生しています

ほかの利用者が資料を利用する機会を妨げている

汚破損や紛失が起きやすく、長期未返却による除籍で図書館資料が損失する

ルールを守って利用している大多数の方との公平性が保たれない

これまでも未返却者には早急の返却をお願いしてきましたが、返却されないケースがなかなか減りません。このため、長期未返却者に対する利用制限の措置を行うこととしました(綾瀬市立図書館条例施行規則第19条による)。

平成28年10月1日以降、貸出期間を過ぎ、図書館から返却のお願いをしてもなお返却されない場合、該当する資料が返却されるまでの間、利用制限の対象となります。貸出期間は2週間です。期限を守ってご利用ください。

## 利用制限の対象になると…

- ・新たに図書館の資料を借りることができません
- ・予約やリクエストができなくなります
- ・すでに受付済の予約・リクエストもすべて取消にします

### 「貸出期間中には返しに行けそうにない…」というときは

電話またはインターネットで貸出期間の延長ができます。電話の方は、開館時間内に図書館本館へおかけください。パスワード登録済の方は、図書館ホームページ「利用照会」から手続きができます。ただし、①貸出期間を過ぎている ②その資料に予約が入っている ③市外の図書館からお借りしている ④すでに一度延長している といった場合は延長できません。

### 「開館している時間内に返しに行けない」というときは

本館・分室には閉館時用の返却ポスト（返却箱）がありますのでご利用ください。本館では夜間も返却できます（※視聴覚資料や紙芝居など一部利用できないものもあります）。けがや入院など来館できない特別な事情があるときは、図書館本館へ電話またはメールでご連絡ください。

### 「借りた本やCD・DVDを壊してしまった／なくしてしまった」というときは

破損については自分で直さず、そのままの状態でご持帰ください。特に、ゼロハンテープ等での補修はかえって資料を傷めますので、しないでください。修理不能な破損や紛失については現物での弁償をお願いします。弁償には所定の手続きがありますので、一度ご来館ください。

お問合せは **綾瀬市立図書館（本館）** 電話:0467-77-8191 URL:<https://www.ayaselib.jp>

開館時間：月・木・金 9:00～19:00 火・水・土・日 9:00～17:00

休館日：毎月第1・第3火曜、年末年始、年度末館内整理日、特別整理期間